

行政相談マスコット  
ご当地「キクーン」

## 行政相談改善事例

在留外国人のマイナンバーカードの有効期限延長手続に関する周知  
— 有効期限切れを防ぐためのチラシを在留審査の窓口へ備え付け —

## 行政相談委員が受け付けた相談の内容

私の会社で経験を積んでいる技能実習生が、在留期間の更新を申請したところ、在留期間満了日までに手続が完了しなかった。在留期間の更新完了に伴い、市役所でマイナンバーカードの更新手続を行ったところ、当初の在留期間満了日でカードの有効期限が切れたため、無料での更新ができず、再交付手数料（1,000 円）を支払うこととなった。手数料の負担が生じないようにしてほしい。



## ＜本事案のポイント＞

マイナンバーカードの有効期限は、在留期間満了日と同一日（一部を除く。）。

ただし、マイナンバーカードの有効期限内に在留期間の更新が完了しないことが見込まれる場合、事前手続することにより、特例で有効期限を最長2か月延長することができる（詳しくは裏面1参照）。

## 調査して分かったこと

- 相談者在住のA市及び在留外国人が多い市から4市を抽出して調査（詳しくは裏面2参照）
- ◇ マイナンバーカードが有効期限切れとなり、手数料を支払って再交付を受けている在留外国人が各市で見られる。
- ◇ 有効期限の延長手続は、新規交付の際、市の窓口で本人に説明。これに加えて、有効期限が近づいてきた際に改めて延長手続を市から本人に案内することは負担となっている。
- ◇ 市での説明に加え、有効期限の延長手続の周知は、在留期間の更新のタイミングで行えばより効果的との意見要望あり。

## 名古屋出入国在留管理局の対応

中部管区行政評価局が検討を依頼

- 出入国在留管理庁のホームページにおいて、外国人に向けたマイナンバーカードの有効期限延長に係る手続を周知しており、名古屋出入国在留管理局の在留申請窓口へ当該ホームページを案内するチラシが外国人に分かりやすいよう備え付けられました。



総務省 中部管区行政評価局  
首席行政相談官 篠原 幸輔  
TEL: 052-972-7416  
第4評価監視官 鎌本 俊明  
TEL: 052-972-7430

## 【裏面】

### 1 制度の概要

- ・ 在留外国人に交付されているマイナンバーカード（以下「マイナカード」という。）の有効期限は、在留期間満了日までとなっている（一部を除く。）。
- ・ 在留期間が更新されても、マイナカードの有効期限は自動的に更新されない。このため、市町村の窓口で更新の手続きをしなければ、マイナカードは失効する。また、再交付には、手数料（1,000円）がかかる。
- ・ 在留期間の更新審査に時間を要するなどの理由で、在留期間満了日までに更新が完了しない場合がある。
- ・ この場合、在留期間更新申請時に在留カードに押された「在留期間更新申請中」(※)のスタンプを市町村の窓口で提示し手続きをすることで、マイナカードの有効期限を最長2か月延長できる（以下「特例期間延長手続」という。）。



### 2 市の対応状況

中部管区行政評価局では、本件の行政相談を受けて、相談者が在住するA市の対応状況及び在留外国人が多く在住する市から抽出した4市の周知状況等を調査

#### 1 相談者が在住するA市の対応

A市に対して本件の相談内容を参考のため連絡したところ、在留外国人へ周知するためにA市のホームページに「特例期間延長手続の案内」が掲載された。

#### 2 調査した4市における更新手続の周知状況

##### (1) マイナカードの再交付の状況

マイナカードが有効期限切れとなり、手数料を支払って再交付を受けている在留外国人が各市で見られる。4市では、主な要因として「有効期限がある（更新が必要な）ことや特例期間延長手続ができることを知らない」などを挙げている。

##### (2) 特例期間延長手続の周知及び意見要望

4市では、在留外国人に対して、マイナカードの新規交付時に特例期間延長手続等についてチラシ等により説明。特例期間延長手続の周知は、在留期間の更新審査のタイミングで行うのが効果的と考えられるので、出入国在留管理局において周知の協力をしていただければありがたいとの意見要望あり。

名古屋出入国在留管理局の対応及び当局の調査結果等は、県内市町村、関係機関等に参考情報として送付する予定です。

